

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年12月28日

【会社名】 株式会社 島根銀行

【英訳名】 THE SHIMANE BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 鈴木 良夫

【本店の所在の場所】 島根県松江市朝日町484番地19

【電話番号】 (0852)24 - 1234(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 長岡 一彦

【最寄りの連絡場所】 島根県松江市朝日町484番地19

【電話番号】 (0852)24 - 1234(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 長岡 一彦

【縦覧に供する場所】 株式会社島根銀行 鳥取支店
(鳥取県鳥取市興南町1番2)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

2022年12月27日開催の当行臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年12月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 第三者割当による優先株式（B種優先株式）の発行の件

2022年11月11日開催の取締役会において、第三者割当により当行B種優先株式を発行すること（以下「本件第三者割当」といいます。）を決議いたしました。発行されるB種優先株式の全部について、下限取得価額である294円により一斉取得条項が行使されたと仮定すると、B種優先株式の最大の希薄化率（本件第三者割当に係る募集事項の決定前における発行済株式に係る総議決権83,563個に対するB種優先株式が下限取得価額294円により普通株式に転換された場合に交付される普通株式に係る議決権数204,081個の比率）は約244%となり、25%以上となるため、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続を要します。そこで、本件第三者割当によりB種優先株式を発行することについて、承認を求めるものであります。

第2号議案 資本準備金及び利益準備金の額の減少の件

資本準備金及び利益準備金の額の減少を行い、減少する資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に、減少する利益準備金の額の全額を繰越利益剰余金に振り替えることについて、承認を求めるものであります。

減少すべき資本準備金及び利益準備金の額

資本準備金 1,722,060,370円

利益準備金 843,041,153円

資本準備金及び利益準備金の額の減少が効力を生ずる日

2022年12月27日

第3号議案 別途積立金の取り崩しの件

別途積立金の全部を取り崩し、繰越利益剰余金に振り替えることについて、承認を求めるものであります。

減少する剰余金の項目及びその額

別途積立金 2,072,260,000円

増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,072,260,000円

剰余金の処分が効力を生ずる日

2022年12月27日

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び賛成 (反対)割合 (%)(注)2
第1号議案 第三者割当による優先株式 (B種優先株式)の発行の件	60,364	631		(注)1	可決 98.96
第2号議案 資本準備金及び利益準備金の 額の減少の件	60,489	506		(注)1	可決 99.17
第3号議案 別途積立金の取り崩しの件	60,511	484		(注)1	可決 99.20

(注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 本株主総会に出席した株主の賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権数は、閉会后における当該株主からの議決権行使結果の確認票の提出に基づくもの。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由
該当事項なし。

以 上